

報告第4号

専決処分(専決第10号 備前市介護保険条例の一部を改正する条例)の承認を  
求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年4月24日提出

備前市長 田原隆雄

### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和2年3月31日

備前市長 田原隆雄

専決第10号 備前市介護保険条例の一部を改正する条例(令和2年備前市条例第13号)

## 令和2年備前市条例第13号

### 備前市介護保険条例の一部を改正する条例

備前市介護保険条例(平成17年備前市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万6,550円」を「2万1,240円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万6,550円」を「2万1,240円」に、「4万2,480円」を「3万5,400円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「前項」を「第2項」に、「2万6,550円」を「2万1,240円」に、「5万1,330円」を「4万9,560円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の備前市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

報告第4号参考資料  
備前市介護保険条例改正前後対照表

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万1,240円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>2万1,240円</u>」とあるのは、「<u>3万5,400円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万1,240円</u>」とあるのは、「<u>4万9,560円</u>」と読み替えるものとする。</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万6,550円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>2万6,550円</u>」とあるのは、「<u>4万2,480円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>2万6,550円</u>」とあるのは、「<u>5万1,330円</u>」と読み替えるものとする。</p> |